

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 30 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員  
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会臨時会議事日程

平成22年11月30日(火) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
横浜市社会教育委員会議提言について ほか
- 3 協議事項  
「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(案)について
- 4 審議案件  
教委第51号議案 横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。  
始めに会議録の承認を行います。前回、平成 22 年 11 月 9 日の会議録署名者は、小濱委員と野木委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。  
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長

### 【教育長一般報告】

#### 1 市会関係

- 11/18 市会全員協議会
- 11/19 こども青少年・教育委員会
- 11/26 市会本会議（第1日）
- 11/29 国際文化都市特別委員会

それでは一般報告をいたします。最初に市議会の関係でございますが、11月18日に市会の全員協議会がございまして、そこで横浜市の中期4か年計画について1日集中審議が行われたところでございます。翌日11月19日、こども青少年・教育委員会が開催されまして、継続審査になっておりました陳情第4号の審査、これは国への意見書の提出について採決をなされたところです。

11月26日、市会の本会議がございました。この本会議で一つは市の職員の給与条例の関係で議案が上程されて議案が議決されました。あわせて、先ほど申し上げました当局の関係の陳情第4号の審査が本会議で討論されまして、この陳情4号に関する意見書の提出は否決をされました。また、11月29日に国際文化都市特別委員会が開催され、そこで市民レベルでの国際交流のあり方について議論されております。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 11/24 中学校総合体育大会閉会式（横浜文化体育館）

続きまして市の教育委員会の関係でございますけれども、11月24日、中学校総合体育大会の閉会式が横浜文化体育館で行われました。

##### (2) 報告事項

- 横浜市社会教育委員会議提言について
- 横浜市立中高一貫教育校について
- 横浜市教育振興基本計画（素案）に関する市民意見募集等の実施状況について

○ 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（仮称）」素案への市民意見募集実施結果について

続きまして報告事項でございますが4点ございます。一点目は、横浜市社会教育委員会議の提言がなされまして、これにつきましては後ほど所管課から詳細に説明させていただきます。

二点目が横浜市立中高一貫教育校について、現在の状況あるいは今後のスケジュール等について所管課からご説明をさせていただきます。

三点目でございますけれども、現在策定中でございますが、横浜市教育振興基本計画、この素案に対する市民意見募集等の実施状況について、所管課からご説明をさせていただきます。

四つ目が横浜市小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針、これは仮称でございますけれども、この素案に対する、同じく市民意見の募集の実施結果について所管課からご説明をさせていただきます。

これら4件につきまして、所管課からご説明をさせていただきます。以上でございます。その他についてはございません。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、教育長より別途所管課から説明とありました「横浜市社会教育委員会議提言について」、所管課から説明をお願いします。

鈴木生涯学習  
担当部長

おはようございます。生涯学習担当部長の鈴木でございます。それでは過日、横浜市社会教育委員会議から「家庭教育力の向上を目指して」という提言をいただきましたので、その内容につきましてご報告をさせていただきます。

中田生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の中田でございます。よろしくお願いたします。お手元に資料をご用意いたしました。社会教育委員会議提言の概要版というA3判の資料と、1枚めくっていただきますと、審議経過と名簿がついてございます。それから、提言の本編を別途ご用意させていただいております。時間の都合もございまずので、概要版に沿いましてポイントのご説明をしたいと思います。

11月10日に第29期社会教育委員会議から提言がございました。今回のテーマは、「家庭教育力の向上を目指して—親の学び支援のあり方—」というテーマで審議を行ってまいりました。

会議の趣旨でございますけれども、今、家庭の教育力が低下しているという指摘されておりますが、その中で改めて保護者の役割を認識し、子供とともに学び合うこと、そういったことをやるためにはどうしたらいいかということで、今回、家庭教育に対する意識調査を実施しております。その上で、これから家庭教育力向上のための基本目標と、具体的な取り組みを委員会の中で審議してまいりました。

提言概要でございますけれども、家庭教育力の現状について、これは意識調査の結果わかったことということで、この中、特に2番と3番をご説明いたします。

②にございますように、保育園とか幼稚園の園長、あと小学校の校長の約98%が家庭教育力は低下しているというように調査の結果、回答がございました。特に基本的な生活習慣、それについての徹底を保護者に求めております。一方、保護者のほうも、基本的な生活習慣の徹底は保護者の役割であると認識しているという結果が出ております。もう一つ、③ですが、いろいろ周りから支援がある保

護者のほうが子育てに関する満足度が高いという調査結果が出ております。

この調査結果を受けまして、今の課題を左下に2つ挙げさせていただいております。一つがやはり家庭教育を行うにあたっては保護者自身の実践が大事であるということ。もう一つが子育てを支援していく地域・社会全体の支える仕組み、これが必要であるという2点でございます。これを踏まえまして真ん中にございますけれども、具体的な基本目標と取り組みをそれぞれ掲げてございます。

従来、家庭教育に関していろいろな提言が出ておりますけれども、特に今回は具体的な取り組みを強調して、いろいろな事例を挙げながら提言をまとめております。大きく2つございます。保護者自身の実践というのと、地域・社会全体で支える仕組みづくりということで、この中でやはり特に保護者自身の実践、これは非常に大事であるということで、資料の中でも強調して大きな字で書いてございます。

保護者自身の実践の中では、やはり基本的な生活習慣の定着、思いやりや我慢の心の育成、親子で触れ合う時間づくり、これらを目標として掲げまして、それぞれに組み、例えば基本的な生活習慣の定着ならば、早寝・早起き・朝御飯の習慣づけとか片付けとか、自分でできることは自分でやる習慣づけ、こういうものを具体的な取り組みとして掲げてございます。

思いやりや我慢の心の育成では、人と協力する体験、地域の行事など、さまざまな年齢の人と触れ合う機会などを挙げてございます。親子でふれあう時間づくりでは、例えばお休みの日に学校とか町内会の行事、いろいろな体験学習に参加しましょうと、そのようなことをあげてございます。

以下、幼稚園・保育園・学校に対する家庭教育力向上のためのいろいろな取り組み、それから地域・社会に対する取り組み。例えば地域・社会では、3番で将来親になる世代への子育てということで、これから親になっていく中学生・高校生などにもいろいろな家庭教育に関する体験機会、そのようなものを充実したらどうかというようなことをあげてございます。

それから最後に行政ということで、家庭教育に取り組む上での必要なことをまとめてございます。

冊子をご覧ください。本編ですが、いろいろな立場の方からご意見を伺ってまとめましたので、これをできるだけたくさんの人に見ていただいて実践していただくことが必要なのかと思います。そういう意味で、内容も少し色を使ったりしてわかりやすくまとめました。

特に今回工夫いたしましたのは、裏表紙をごらんいただきたいと思います。ここに保護者の方へのメッセージということで、内容のエッセンスを1枚にまとめたものをつけまして、目立つような形で保護者の方に伝えていきたいと思っております。簡単な文章でございますけれども、保護者の方にこれをしっかり刻んでいただいて、子供と向き合っていたいただきたいと思っております。この提言はいろいろな機会を通じて、これから保護者あるいは学校、地域に伝えていきたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今田委員長

説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

内容的にいろいろなアンケートに基づいて作られて、非常にいいことが書いてあると思えました。ただ、一番重要なのは、どうやってそれを普及させていくかということだと思います。例えばこの冊子をどういうところに、どれぐらい配布するのでしょうか。

鈴木生涯学習 担当部長	約 2000 部作りまして、学校 513 校はもとより、幼稚園・保育園、あるいは子育て支援拠点、そういうところに配布しようと思っております。ただ配布するだけではなくて、校長会や園長会に行つて具体的に内容をお話ししていくというようなことを考えております。
中里委員	非常にわかりやすくまとめられていて、とてもいいと思いますが。そうすると、配布は各学校に 1 部程度ですか。
鈴木生涯学習 担当部長	ホームページからダウンロードもできるようにしますが、実は、こういう「はまっ子家庭学習応援BOOK」というのを今、小1・中1に配っています。その中にこの内容を少し盛り込むことを考えています。 あるいは「教育よこはま」中に「家庭の教育を考える」という連載コラムがございます。そこに今回の提言を載せて、少し皆さんにわかっていただく工夫はしていきたいと思っています。
中里委員	これはスタートラインなので、この後、各学校で継続してどのように運用してもらうかという工夫や知恵が非常に大事かと思つています。各学校で必要なところは恐らく新入生保護者説明会や、学校だよりで活用したりするとは思つていますが、活用するときに、色の部分を白黒に印刷すると見えづらくなってしまうので、各学校で増し刷りすることを前提とした図にさせていただくと活用しやすいと思つています。
鈴木生涯学習 担当部長	工夫いたします。
奥山委員	今回は家庭の教育力ということでしたので、そういう意味では保護者に対して求められることが大変多いなと思つております。 ただ、地域や家庭の教育力の低下については、もう社会構造的な問題にあると、今、ひきこもり等の若者のことでも言われております。やはり少子化や核家族化という中で、家族のもともと持っていた包括的な力がもう本当になくなってきているという、その社会構造的な問題をあまり家族だけに求められても厳しい問題もありますので、あわせて家庭教育とその周りの支援というところを一緒に考えていく時代なんだろうと、読ませていただいて感じました。 また、最後にメッセージということで、わかりやすい形で載せていただいて非常によかったと思つています。ぜひこういう提言をもとに、また家族と学校と地域とともに支えていくという視点で取り組んでいただきたいと思います。以上です。
小濱委員	このパンフレット、大変よくできていると私も思つていますが。3 ページの右上で、横の棒グラフが入っておりますね。これでいうと、しつけや教育の仕方がわからない親の増加という割合が断トツに多かつたのですが、この点について、このパンフレットの中で何か具体的な策をこのように講じようというような提言はなされているのでしょうか。
中田生涯学習 文化財課長	親自身に対することと、あと私どもが親をサポートするという 2 つがあると思つています。親自身についてもやはり基本的生活習慣の定着というのが一番大事ではということで、1 番で掲げてございます。あと、やはり親自身もいろいろな情報

を必要としていたり、いろいろな講座や学級を通じて学んでいくことも必要だと思いますので、そのあたりをあわせてぜひ一回やっていきたいと思っております。

小濱委員           しつけや教育の仕方がわからないという判断は、これは園長や先生や校長先生がなさっているわけですね。

中田生涯学習  
文化財課長       校長先生とか園長先生が、子どもたちを見ながらそのように感じているということですね。

小濱委員           そうすると、学校側から何らかの形で家庭に働きかける、そういう対策のようなものが出てくるのが自然だと思いますが、今の時点では特に考えていらっしゃらない。提言書に何か書いてありますか。

中田生涯学習  
文化財課長       園・学校の取り組みということで幾つか書いてございます。学校も園もいろいろ協力することは必要と思いますが、やはり保護者と一緒にやらなければいけないという部分もあろうかと思っております。

奥山委員           乳幼児の支援を行っている立場では、少し先輩のお母さんから学ぶなど、やはり親自身が自己肯定感を育まないと、前向きに生活面を改善できないというのがあると思います。

それは、ここでいえば親子での触れ合い、もしくはほかの保護者同士でのつながりづくりだとか、やはり何かあったときにお互いに相談できる関係づくりだとか、そういう保護者同士の持っている力をお互いに出し合う中で深められると考えます。やはり親も子供も前向きに自己肯定感を持って暮らしていくという環境を乳幼児期・幼稚園・保育園の時代に育めることはとても大事なことはないかと思っております。

小濱委員           このA3の概要版にも「保護者同士の意見交換の時間を設定し」ということが書いてありますね。これはぜひやっていただきたいと思っております。

中田生涯学習  
文化財課長       本文は11ページのところに、保護者同士のつながりのための取り組みとか、学校・園と保護者をつなぐとか、そういう取り組みが書いてございますので、こういうところを活用していただきながら情報を仕入れて、子育てに今すぐ反映していただくというふうに考えております。

小濱委員           保護者の方たちご自身の意識というのは、自信がないという意見は結構出ているのですか。

中田生涯学習  
文化財課長       保護者の方の回答は、2ページのグラフにございますような形で出てきております。

基本的な生活習慣の部分もそうですけれども、例えば友達や周りの人との関係とか、そういった部分も結構、割合としては高くなっております。

小濱委員           自己肯定感という言葉は先ほど奥山委員から出まして、私もそれは非常に大事だと思います。不必要に過剰な不安を抱いたり、しつけの仕方がわからないという悩みを抱えたりすることは、結構多い気がします。余り親御さんが過剰な意識

を持たないほうが、むしろ私どもの世代からしますと昔は自然にやっていたのではないかという感じがあって、いいような気がします。

鈴木生涯学習  
担当部長

例えばそういうことに関しても、親が孤立をしていると、自分たちがそれでいいのかどうかもわからない、だから親同士でコミュニケーションをとっていただいて、孤立しないで、いろいろな情報を集めた中で、自分の立ち位置を考えていただくというようなこともここに書いてございます。

今田委員長

役所はこういう立派なものをつくりますが、これはこれで基本的な部分で大事だと思います。また、家庭もいろいろ意識の差があり、ここに書いてあるように家庭の教育力が落ちていることも事実でしょう。

これは基本のもの、憲法のようなものとして、これを具体的に実践するためのものを示していく、保護者にイメージを例示しながら示していくという形にしないと、冊子を作っただけになるのではないかと危惧します。

私のつたない経験からも、やはり子育ての時には、ふるさとから離れて仕事をしているし、私も十分じゃなかったという反省もあり、何か情報を提供し、気持ちをサポートしてくれるわかりやすいものにする必要がありました。これだけたくさん書いてあると、なかなか読めないですね。

これは基本の部分としては必要で、具体的に効果をあげるためには、もう少しエキスの部分をうまく引き出して、実践的になれている人の具体的なやり方を示したほうが、より効果が上がるのではないかと思います。

漆間指導部長

しつけ・作法の基本でいいますと、今度、横浜では「礼儀・作法読本」を中学生全部に配りました。それを活用して、例えば保護者と子供が話をしてみるということも、学校長には使い方として紹介もしています。

金曜日に家庭科教育の関東大会に行きまして、5～6年生が習います家庭科の教科書を見ましたが、その中には家族のありよう等の記載もありました。そのページを保護者とともに子供たちが見てみましょと、今、委員長がおっしゃったようにレジュメ等に記載されていれば、保護者の方が知るチャンスになるのではないかと思います。

今田委員長

家庭教育で困っていませんか、皆さんが困っていることはどんなことですか、こんなことで困っていませんかとイメージをして、それに対する答えが出てくる。「あっ、そうなのよ、私、この辺のところちょっと困っているのよ」、「相談したいのよ」と、その辺のところうまく引き出してあるといいのかなと思います。

小濱委員

これはこれで大変、結構だと思いますが、私を感じるのは、やはり一口に家庭といいますが、地域によって、あるいは家によって、非常に状況が違ってくると思います。多様性があります。先ほど委員長が「これは憲法みたいなものだ」というお言葉がありましたけれども、私もそのように思います。基本的にはこれで結構ですけども、もう一段ブレークダウンしたレベルでの地域の特殊性、家の特殊性、例えば経済階層的な格差、家族の人数とかひとり親家庭などがあります。そういう多様な家族の形態というものに対してどう対応するのか、一方ではとりあえず認識しておいて、どうするかはまたその次の話になると思いますけれども、何かそういうものが必要なかなという感じがします。

鈴木生涯学習 担当部長	<p>わかりやすい部分をピックアップして出していくとか、まずこれが、一人一人、皆さんの手元に行くようにするところから始める。あるいは校長会で具体的に話をさせていただく、そういうことから始めていきたいと思っております。とにかく今回の提言は、ベーシックな内容を提言していただいたということで、ご理解いただければ幸いです。</p>
山田教育長	<p>やはり子育てとか家庭とか、ここで書いてあるのは、まあ一般解というか総論ですね。だから一人一人の子供の状況も違うし、家庭の状況も違います。すべてを網羅した答えは多分ないのかもしれないですし、また、あったとしても、これを読んでそのままできるわけがない話ですね。</p> <p>例えば 19 ページに、親同士の学び合い、これはもうやります。さきほども小濱委員が言われたように、しつけの仕方がわからない、しつけの仕方は 100 人いたら 100 通りのしつけがあると思います。19 ページでどこかの母親が非常にきつい調子で子供を叱っていた、それを見たほかの母親が「そんな言い方しちゃいけないよ」と、こういうもので何か一つ一つ母親も父親も覚えていかないと、多分しつけは一朝一夕にできるものではないと思っています。</p> <p>これを読んでくれる保護者の方・家庭はまだいいのですけれども、これを読んでいただけないというか、そういう機会がないという方のほうが多分、一番問題だろうと思いますので、なるべく多くの方の目につくような、あるいはその機会を用意してあげるようなことで少しずつやっていくしかないかと思います。</p>
中里委員	<p>多くの機会を工夫して事務局として発信をしていくので、継続的にぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。やはり一般論でしか発信はできないのは、もう仕方がないことです。学校が子供の実態や家庭の実態を知っているのだから、学校がその実態に合わせた味つけをしながら発信していけると思ひます。</p> <p>ただし気をつけなければいけないのは、例えばこの A3 判で見たときに、地域・社会全体で支える仕組みづくりとくくってある中で、地域・社会・行政というさらに分けたくりがあるのですが、これは本当は境目がないと思ひます。例えば学校でも学びの場・相談の場の充実で、学校という場を使いながら家庭教育への啓発の役割というのも十分あります。横に線を引けるものではないと思ひます。解釈するのですが、そういうことでよろしいですね。</p>
鈴木生涯学習 担当部長	<p>そうですね。きっちり分けられるものではないと思ひます。</p>
中里委員	<p>家庭教育の実践事例の中でも、これでうまくいきますよという話は、学校が目の前の保護者にしやすいんですね。区役所より学校側のほうがしやすいというのがありますので、境目はないのかなと感じました。</p>
今田委員長	<p>それではいろいろ意見がありましたけれども、それだけ大事な事業だということですから、ぜひまた頑張ってください。</p> <p>それでは次に横浜市立中高一貫教育校について説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	<p>指導部長の漆間でございます。よろしくお願ひいたします。横浜市立中高一貫教育校の開校に向けて、延べ 22 回の学校説明会を開催しました。そのときの様子、それから、現在その開校に向けていろいろ検討・準備を進めておりますので、その途中経過について概要、今後のスケジュールについて、大きく 3 点から</p>

ご説明申し上げます。

高校教育課長より詳細について説明いたします。

木田高校教育  
課長

高校教育課の木田と申します。よろしく申し上げます。横浜市立中高一貫教育校について、昨年11月に基本方針が作成されております。本年1月に南高校の教員と、開校に向けての開設準備委員会を設置し、その中で、今日ご報告する学校説明会あるいは5月に出しました基本計画の策定等を行ってまいりました。

1. 横浜市立中高一貫教育校「学校説明会」について。本年5月に基本計画を策定して以降、7月から10月まで延べ22回の学校説明会を実施いたしました。

囲みの中に「参考」と書いてございます。上から3つ目の黒い四角でございますが、申込数、約1万1600人。当初の予定の回数より多く、いわゆる開催時間をずらしたものですから、当初予定されていた方が来られないということもございました。実際の来場者数そこに書いてございますが、5959人。

来場された方のアンケートをいただきました。その下の囲みでございますが、左のほうの囲みは区別の参加者でございます。右のほうにアンケートの回答がございまして、「学校の魅力を感じたか」という項目。「まあまあ感じた」、「大変感じた」を合わせますと93.1%となっておりますので、非常に興味を持っていただけたかなと思います。

2. 開校までのスケジュールでございます。先ほど申しましたように、開設準備委員会の中で教育内容。実際に年度の下のほうの項目でございます。教育内容の検討、教育課程、学校行事、教科書採択等の準備に向けて、今、検討しております。特に下の項目入学者の決定については、決定方針の検討の中で適正検査や、学区外入学は限度数、それも検討しております。施設整備は、以前お話ししましたように、金工木工室の設計に今取りかかっております。次年度に向けて職員室等の設計の準備をしております。

裏面をお願いします。検討事項・今後の取り組みについてでございますが、教育内容等については特にこのイ、例でございますが、附属中学校1年生の時間割、基本計画にございます週33時間授業になっております。中高含めて週33時間授業ですから、7校時が週に2ないし3回できることとなります。その例でございますが、この例では月・火・水、7校時という時間割になっています。特に注目していただきたいのは国・数・英。基本計画に書いてございますが、国語・数学・英語に関しては毎日授業がありますと記載しておりましたので、時間割もそういった時間割になるかと思われま。

開校に伴う施設改修について。2つ目でございますが、中学校と高校の授業や特別活動、生徒指導などの連携を促進するためにも、中学校と高校一体の職員室の整備を予定しております。今後の予定事項でございます。

開設準備体制・人材育成等と書いております。23年度、次年度は開設準備担当を設置し、そこに附属中学校の校長予定者を初め複数名の教員を配置し、開校準備を進めていきます。今年度、その下のポツでございますが、東京都立の中高一貫教育校に教員を1年間派遣しております。今後も継続的に派遣を続けていきたいと思っております。

以上、進捗状況でございます。以上でございます。

中里委員

東京都立の中高一貫校に教員を派遣とありますが、何名ですか。

木田高校教育  
課長

1名でございます。

中里委員	年齢的には幾つぐらいの人ですか。
木田高校教育課長	30代後半です。
小濱委員	現在のスケジュール表で、ここが遅れているから少し急がないとまずいぞという点は、今のところ発生していないのですか。順調に進んでいると考えてよろしいでしょうか。
木田高校教育課長	県立の中高一貫教育校もそうですが、5月には検査日等を決めております。ですから今年度中にはその検討を進めていきたいとは思っております。また教育委員会の方へ報告します。
中里委員	先ほどの説明の中で、学区外入学者の限度数をこれから検討していくとおっしゃったと思うのですが、学区外ということは市外という意味ですか。 この入学説明会に実際は5900人来た実績があるのですが、これだけ人気の高い中であえて市外をどれだけとるかは難しい判断が求められますね。
木田高校教育課長	基本計画の策定のときもそうですが、県立は実は学区外というよりも通えるなら神奈川県内に在住の方としているわけです。県立は学区外をつくっていない、通えればどこからでもという、枠がないわけです。横浜市は横浜市内の市民への提供もそうですが、例えばサイエンスフロンティアのように、やはりある意味では開かれた、県民にもそういった機会があってもいいのではないかということで、当初から学区外という言い方をしております。
中里委員	そうですか。ただ、中学生ですよ。なかなか12歳の体力で考えたときに、望む学校生活と、それから通学のストレス等を考えると難しいところですね。学区外の枠については、よく考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。高校の学区外とは違うので、体力的にも違いますから、それで7時間目の授業もありますので、よく考えていただきたいと思います。
今田委員長	大学の先生の話の中で、学校の問題についてはローカリティと、それからグローバルリティという話がありましたね。この新しい取り組みをしていく時点で、そういう地域性、ローカリティと合わせてグローバルリティというか広い観点というものをやはり忘れないで取り組んでいくということを、それはぜひ委員会の中でもその辺のところを事務局の中でも議論をしていただきたいなと思います。ある意味で先進的な取り組みが求められている部分もあるわけですから。
山田教育長	今、委員長が言われたのは非常に悩ましいところで、横浜市立ですから基本的には「横浜市民の」というのがつくのですが、やはりすごい優秀な能力・才能をもった生徒を、この横浜市立の中高一貫校で育てていくというの、ものすごく意味があることです。これはこの学校だけではないと思いますけれども、特にこれからつくる学校ですから、そのあたりのことも十分配慮しながら、どういった枠というか、そのパーセンテージかもしれませんけど、少し議論をしていきたいなと思っています。
今田委員長	それでは次に、「横浜市教育振興基本計画（素案）に関する市民意見募集等の

実施状況について」説明をお願いします。

岡教育政策推進室担当課長

教育政策推進室の岡でございます。横浜市教育振興基本計画（素案）に関する市民意見募集等の実施状況について速報ということで、ご説明させていただきます。お手元の資料1枚目ご覧いただければと思います。横浜市教育振興基本計画の策定を進めるにあたりまして、市民の皆様及び教職員からの意見募集を実施いたしましたので、報告いたします。

1番の実施概要でございますが、（1）実施期間は平成22年9月17日から10月20日まで実施いたしております。配布部数につきましては、素案冊子・概要版、合わせて2万2000部ほど配布しております。配布場所等につきましては、各区役所・市民情報センター・図書館等に配布しております。

2番の実施結果でございますが、（1）市民の皆様からは170通、意見といたしまして541件の意見をいただきました。（2）教職員からは50通、意見としまして296件の意見がありました。また、そのほか、10月5日に全体校長会議を実施しておりますが、そこでのアンケートの意見数といたしまして102通、120件ほどの意見がございました。

3番の施策体系別の意見数でございますが、第1章から第4章まで、また、資料編、計画全体に関するご意見、その他の意見ということで分類をしております。市民の皆様からは、特に第3章・重点施策2 確かな学力の向上につきまして46件、また重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進としまして72件、また重点施策13 教育環境の整備に関しまして53件といったところで、こういった部分で多くのご意見をいただいております。全体といたしまして市民の皆様からは541件、教職員からは296件の意見となっております。

1枚おめくりいただきまして4番、主な意見の概要につきましてご紹介させていただきます。（1）市民の皆様からの意見でございますが、第2章、横浜が目指すこれからの教育に関しましては、1つ目で、「市民だけではなく、国民・国を文中に入れてほしい。市町村で国の一員として教育をする以外に、それを教育するところはない。」

第3章 今後5か年で重点的に取り組む施策に関しまして、重点施策の1. 横浜らしい教育の推進に関しましては、2つ目で、「英語教育の抜本的見直しをお願いしたい。文法重視から会話重視へ使える英語教育を。」また、「学力向上にも力を入れていただきたいが、体験学習の機会もふやしてほしい。社会に出てどんな人間になりたいのか、今の子供には具体的にイメージできないでいる。」4つ目、「日本の伝統文化について学校ではどのように教えているのか、ぜひともしっかりと教えてほしい。」とご意見がございました。

また、重点施策の2. 確かな学力の向上に関しましては、1つ目で、「公教育で十分足りるだけの学習を行ってほしい。保護者はとても不安に思っている。塾などに行かなくてもしっかりと学校で学習できるようにしてほしい。」また、3つ目ですが、「小学校・中学校は学問の基本を学ぶ場であり、基礎をしっかりと教えてほしいと思う。特に家庭教育では補いづらい理科教育に力を入れてほしい。」

重点施策の3. 豊かな心の育成でございますが、1つ目で、「豊かな心の育成こそが必要。いじめは許されないという大前提で子供に対応すべき。互いを尊重し合う子供、個性を認め合う子供を育てる教育を期待したい。」

重点施策の4. 健やかな体の育成に関しましては、1つ目で、「携帯電話やゲーム等、子供の娯楽がインドアにシフトする中、健やかな体の育成は最も大切なことだと考える。」また、3つ目ですが、「中学校給食を実施してほしい」と意見がございました。

重点施策の5. 特別なニーズに対応した教育の推進に関しましては、「特別支援教育の専門的な指導ができる正規の先生をふやしてほしい。」「普通学級にいる発達障害のある子供たちへの理解を深めるべく、小・中・高を問わず、教員への研修を徹底してほしい。」「児童・生徒の増加に伴って過大規模になってきているので、特別支援学校の設置を。」

重点施策の6. 魅力ある高校教育の推進に関しましては、「中高一貫校をもっとつくってほしい。」一方で、「中高一貫校を設置するよりも前に、もっとやるべきことがあると思う。もっと地元や現場の先生・保護者・生徒に説明して、関係者の理解を得るようにしてほしい」という意見がございました。

1枚おめくりいただきまして3ページ目でございますが、重点施策の7. 優れた人材の確保に関しましては、2つ目で、「一度採用した教員を育成して、採用後の定着率を高めることも大きな課題。この問題についての危機感が欠けているように思う。」

重点施策の8. 教師力の向上に関しましては、「生徒の学力向上には、学校での授業の質が問われる。義務教育で生徒が十分学力をつけられるよう、先生にはわかりやすい授業を望む。人材の育成に力を入れる必要がある。」

重点施策の9. 学校の組織力の向上に関しましては、「校長が責任と権限を自覚し、リーダーシップを行使することが学校を活性化することになる。重要なことは、校長がリーダーシップを発揮しやすいよう教育委員会がバックアップすることであり、そのための条件や環境を整えること。」

重点施策の10. 適確・迅速・きめ細かな学校支援に関しましては、「教育委員会と地域との関係を強めることこそ、学校教育事務所の大切な仕事の一つ。本来、もっと顔の見える教育委員会であってほしいが、なかなか難しい要素もあるとは理解している。その意味で、この学校教育事務所がその役割を担うことができると思う。」

重点施策の11. 家庭教育への支援に関しましては、2つ目ですが、「各学校任せではなく、教育委員会として積極的に取り組んでほしい。親の自覚を促すような適切な情報提供が必要。具体策の充実を期待したい。」

重点施策の12. 地域と学校との連携に関しましては、「子供の年齢が低いほど学校外でのサポートも大切であり、退職された教師や地域・家庭での支援がとても必要である。」

重点施策13. 教育環境の整備に関しましては、「エアコンの設置をお願いしたい。今年のような猛暑がまたないとも限らない。健康面を考えると設置を検討する必要があると思う。」

重点施策の14. 市民の学習活動の支援に関しましては、「借りたい本はたいてい借りられているので、もっと冊数をふやしてほしい。また、横浜駅など主要な駅に新しい図書館があると利用が便利になると思う。」というご意見もございました。

1枚おめくりいただきまして第3章2、成果の把握に関するご意見ですが、「成果指標が少ないと思う。」もっといろいろあるのではないかと。

また、第4章、計画の推進にあたっては、「さまざまな施策が挙げられているが、しっかりと実行されることが大切だと思う。」そのほか、「30人学級を実行してほしい。」

計画全体に関するご意見といたしましては、「教育は非常に幅広いが、よくまとまってわかりやすいと思う。」と意見がございました。その他、教科書の採択や採択地区、部活動遠征費、体育大会の演技種目、学校給食の無償化、個別の学校に関するご意見や、学童保育など他局所管の施策に関するご意見などがござい

ました。

(2) 番、教職員からの意見でございますが、1つ目、「はまっ子学習検定システムの検定結果を子供たち一人一人にフィードバックし、学習状況調査と連携したシステムを構築することにより、達成度と課題が明確になる。」3つ目ですが、「現在、個別支援級や特別支援学校の生徒が増加して受け入れが困難になっている。施設の充実と教員の配置に配慮が必要。」4つ目ですが、「教師力とは、教師の授業力と考える。重点として授業を前面に出すべき。また、経験の浅い教員だけではなく、ベテラン教員も巻き込んだ授業力向上にも言及してほしい。」とご意見ございました。

(3) 番、全体校長会議におけるアンケート結果でございますが、1つ目、「わかりやすい授業、魅力ある授業を第一にあげられたのはよい点であると考えます。まず、学校教育はその点が核となると考える。」3つ目でございますが、「成果の把握として数値化していくことについて確かに明確になり分かりやすいと思うが、数値化には慎重でありたい。」というご意見をいただきました。

今回の意見募集結果を踏まえまして、1月の下旬に横浜市の教育振興基本計画として策定をする予定としております。また、その際に合わせて、今回いただいた意見に関しまして考え方や対応等についてまとめたものを公表していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

これは一部の意見を選んでいるものですね。全部載せているわけではないのですね。全体がわからないというのがありますが、4ページの教職員の意見の上から2番目ですが、スクールカウンセラーの常駐が望まれるということが教職員の意見としてあります。小・中学校は週に1回でも配置されたので、非常に子供も保護者も相談しやすくなって成果を上げているようですが、市立高校は一部の高校にしか配置されていないようです。高校見学・訪問した中で高校生も最近は弱い部分もあって、ぜひ高校にもスクールカウンセラーの配置をとという声がありました。市立高校も含めた中で小・中・高全体の中での適切な配置をよろしくお願ひしたいと思います。

奥山委員

アンケートの総数を見ますと、確かな学力の向上ですとか、それから特別なニーズに対応した教育の推進、学校環境の整備、このあたりの3つがかなり話題としてもあがってきていて、本当にそれが今、皆さんが一番気にかけていることなんでしょうとお見受けしました。やはり公教育で足りるだけの学習ということや、学校への確かな学力というところを学校でぜひ身につけさせたいという思いがありますし、授業を進めるにあたって、今、特別に支援が必要なご家庭が増える中での対策、これは学校職員も求めているということがありますので、このあたりは基本的なことだと思っておりますが、きちんと進めていくことが大事だなと改めてご意見を聞かせていただいて思いました。以上です。

今田委員長

それでは1月下旬に策定ということですから、どのように整理していくのか難しいところもあるでしょうが、お願いします。

それでは次に「「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」素案への市民意見募集実施結果について」説明をお願いします。

小野施設部長

施設部長の小野でございます。市民意見募集の実施結果でございますが、平成15年12月に策定をいたしました基本方針の見直しを進めるに当たりまして、平成22年9月14日にこの新たな基本方針の素案を公表いたしました。市民意見募集を実施いたしました。その実施結果についてご報告をいたします。詳細につきましては、学校計画課長の上田より報告をいたします。

上田学校計画課長

学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いたします。それではお手元の資料の1の(1)をご覧ください。募集期間ですが、9月14日から約1か月、市民意見募集をさせていただきました。(2)の提出状況ですけれども、今回、投稿数は73件、意見の数につきましては227件、ご意見をいただいております。

(3)の対応状況ですが、いただいたご意見を4つの項目に分けて分類させていただきました。まず1番目の素案の内容と同趣旨、またはいただいたご意見を新たな基本方針に反映したもの、こちらが53件、全体の23%ございました。次に2番目ですが、新たな基本方針策定後、具体的な事業や取り組みを進める上での参考とするもの、こちらが最も多く128件、全体の56%になっております。3番目ですが、基本方針の内容に対する意見ではないものということで、こちらが43件、全体の19%ございました。最後に4番目、質問・問い合わせ等が3件ございました。

次に(4)提出方法別投稿数ですが、ご覧のようにEメールによる意見の投稿が最も多くなっています。(5)地域別の投稿数ですが、今回、区別に分類をさせていただきました。最も多いのは都筑区の14件、2番目が鶴見区の10件、3番目が泉区の9件となっています。栄区と瀬谷区は今回、ゼロ件となっております。(6)の属性別の投稿数ですが、最も多かったのは保護者からで44件、全体の60%。次に多かったのが学校関係者で13件、全体の18%となっております。それ以外は、地域関係者・その他・不明となっております。

次にお手元の資料裏面をご覧ください。いただいたご意見の主なものと、その意見に対する考え方をまとめさせていただきました。

まず(1)の素案の内容と同趣旨、またはいただいたご意見を新たな基本方針に反映したのですが、主なご意見といたしましては、1つ目の黒丸ですが、地域コミュニティに配慮した学区設定をすべき、2つ目の黒丸ですが、小中一貫教育を考慮して学区設定をすべきということで、学区設定に関するご意見を多数いただいております。それに対する考え方ですが、右側の欄に書かせていただきました。「地域コミュニティとの関係、小・中学校の通学区域に十分配慮して通学区域の設定・変更を行ってまいりますとしております。」

次に3つ目の黒丸ですが、小規模校のよい点も記載すべきというご意見をいただいております。これに対する考え方としましては、「小規模校のよい点を基本方針のほうに記載してまいりますとしています。」

次に(2)新たな基本方針策定後、具体的な事業や取り組みを進める上での参考とするもので、こちらの主な意見としましては、1つ目の黒丸ですが、学区外の学校への就学を可能にすべきということで、これは指定校以外の学校に行かせてもらいたいということです。この意見に対する考え方ですが、右側の2行目に書かせていただきましたが、具体的な事業や取り組みを行うにあたっての参考とさせていただきますとしています。

次に2つ目の黒丸ですが、こちらは学校選択制についての賛成意見をいただいております。また、3つ目の黒丸ですが、こちらは学校選択制についての反対意見を、それぞれいただいております。この意見に対する考え方ですが、右側の欄

の下から3行目ですが、「保護者・地域・学校関係者などの意見やニーズも把握しつつ検討を進めてまいりますとしております。」

次に4つ目の黒丸ですが、特定の地域に関する具体的な要望等についてということで、こちらは特定の地域で学区を変更してもらいたい、あるいは新しい中学校を設置してもらいたいという、個別具体的な要望をたくさんいただいております。これに対する考え方ですが、右側に書かせていただきましたが、「今後の具体的な事業や取り組みを行うにあたっての参考とさせていただきます。」としております。

最後になりますが、(3)基本方針の内容に対する意見ではないものですが、主な意見としましては、今年の夏は暑かったこともありまして、教室にエアコンを設置してほしい等々の意見がございました。これについては参考にさせていただくことで対応したいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご意見等ございますか。

小濱委員

1ページ目の意見への対応状況とありますが、実施結果の1の(3)で、そのうちの2番が圧倒的に多いですね。それから属性別の投稿数(6)でも保護者の方が圧倒的に多いわけですね。これは保護者の方のご要望というのが結構たくさん出ているのではないかと思います。それで2ページ目の(2)のところを拝見しますと、学校選択制についての賛成意見と反対意見というのが対立して表記されていますね。割合としては、どちらが多いとか、このあたりは結構大事だと思います。

これから考えていくところで、お答えのところは考え方としては非常にバランスのある考え方でご説明されているのですが、もっと自由に本人の意思で選べたらいいと思うという方と、現在の地域に根差した学校づくりを目指すほうがいいので学校選択制に反対だという方は、どのぐらいの割合になるのでしょうか。

上田学校計画課長

今回、学校選択制についての賛成・反対のご意見をいただいております。アンケートに答えた方の6割が保護者となっておりますが、学校選択制についての賛成意見は、ほとんどは保護者の方からのご意見でございます。逆に選択制についての反対意見は、ほとんどが学校関係者からのご意見でございます。

小濱委員

その対立をどうしていくかということですよ。

上田学校計画課長

件数的にはその賛成意見・反対意見、ほぼ同数ぐらいということになっております。投稿された属性がそういう傾向にあるということでございます。

野木委員

意見が73件とのことですが、この73件の意見というのは多いのでしょうか、それとも大体こんなものなのでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

上田学校計画課長

先ほどの教育振興基本計画は、かなり件数があるということですが、こちらは主に通学区域と学校規模に関する基本方針とのこと、対象がかなり絞られます。所管課として73件はかなりご意見いただいたと考えております。

中里委員

判断するのがなかなか難しいですね。というのは、私が保護者で通学区域にも満足していたら、今の通わせている子供の学校の満足度が高ければ、あえて書

かないと思います。だから、あえて書くという気持ちをお持ちの方のご意見ですから、それが市民全体の意見としてどのような比率で判断するかはなかなか難しいと感じます。

今田委員長 教育長、何かありますか。

山田教育長 学校選択制の問題、その学校選択をどのような意味合いで捉えるかによって、受けとめられた方が、自分に即して考えますから、いろいろあると思います。また、これは非常に興味をお持ちの方の意見が、今、中里委員が言われたように、従前から、いろいろご意見があるのも事実ですね。ですから、いわゆる地域のコミュニティの問題と要はバランスというか、どちらかに偏ってはできない話なので、もう少し本当に意見を聞いて議論していかななくてはいけないのかなと思います。

奥山委員 そうですね。きちんとやろうと思ったら本当に、全校配付してご意見をいただくぐらいやらないと、議論はきっと深まらないと思います。現状では多分、今定められている、ある程度の指針があると思うのですが、それが一部、例えば小中一貫でなるべく変わらないような学区で、多少柔軟性を持たせられる部分はきっとあるのだろうなと思いますので、すぐに大きく変えるというよりも今ある現状を認識して、もしも多少その中で多様に対応できることがあればやっていくような、何か段階を踏まえていくような道筋が見えると、保護者も少し安心するのかなという気はいたします。

そのあたり、まだまだ議論はこれからなのかなとの認識はありますが、引き続いて皆さんの意見を聞く機会ができてくるといいのかなと思いました。

今田委員長 この問題はいろいろな意見があり、今お話がありました、小中一貫が 140 ブロックに分かれて進んでいく中で、それぞれがやはりそのブロックごとに努力して魅力を高めていくことも、また一方で大きな課題としてあるのでしょうか。

中里委員 裏面の（２）の意見に対する考え方が書かれておりますけれども、地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、他都市の課題を踏まえ、意見やニーズを把握しつつ検討と。要するに、非常に無難な答えですが、ベクトルが違うのです。それを検討していくのはやはり大変なことだと思います。

今田委員長 そういうことでよろしゅうございますか。それではご苦労さまでした。

それでは次に、議事日程に従い、協議事項にうつります。「「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（案）について」、所管課から説明をお願いします。

小野施設部長 施設部長の小野でございます。ただいま市民意見募集の結果についてご紹介をさせていただきましたが、それをもとに、お手元でございます「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（案）」を作成いたしましたので、それについて協議ということでお諮りをさせていただきたいと考えております。概要につきまして、学校計画課長の上田よりご説明を申し上げます。

上田学校計画課長 学校計画課長の上田と申します。引き続きよろしくお願いたします。それでは基本計画の案につきまして、一番最後に A3 判のカラー刷りの概要版を用意させ

ていただきましたので、こちらで簡単にご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

いただいた市民意見募集のご意見を一部反映するような形で素案を直して、案のほうを作成させていただきました。それでは概要をご覧ください。

構成につきましては資料のとおり、1の現状で、児童数の減少に伴う小規模校の増加について、また、2の課題で、通学区域制度と学校規模についての課題を記載させていただいております。この現状と課題を踏まえて、左側のページの下に3-1. 新たな通学区域の制度の弾力化・適正化方策、そして右側のページの上のほうで3-2. 新たな学校規模の適正化方策を記載させていただきました。

それでは3-1の、通学区域の制度の弾力化・適正化方策についてご説明をさせていただきます。通学区域制度の基本的な考え方は、従来どおり住所によって学校を指定する通学区域制度を基本といたします。また、その下の通学区域の設定にあたっての考え方ですが、右側の3行目にありますとおり、今年度から始まりました小中一貫教育を考慮した通学区域を設定することといたします。

その下の、通学区域の弾力化と適正化方策ですが、1つ目の丸で、学区調整で適正化を推進いたしますが、必要に応じて通学環境改善策や通学支援策を検討することとしております。また、2つ目の丸で2行目にありますが、これからの通学区域の一層の弾力化を推進することとしております。最後に3つ目の丸で、検討委員会でいろいろ議論がありました学校選択制につきましては、保護者・地域等からニーズを把握して引き続き検討をさせていただくということとしております。

それでは右側のページの3-2、学校規模の適正化をご覧ください。主に小規模校と過大規模校の対策を記載させていただきました。まず資料の真ん中のピンク色の枠の中に、過大規模校について3点、適正化方策を記載しております。

1つ目の丸ですが、31学級以上の状態が続き、その解消を図ることが困難な場合、従来どおり分離新設を検討することとしております。ただし、括弧内に記載したとおり、施設・教育内容・児童生徒指導に支障のない場合は除くとしております。次に2つ目の丸ですが、分離新設だけではなく、新たな適正化方策を検討することとしております。最後に3つ目の丸ですが、分離新設をする場合は、現在約20箇所あります学校建設予定地の状況も考慮することとしております。

続いて小規模校対策としての学校統合の対象となる地域について、中段以降の水色の枠の中に記載をさせていただいております。まず①、小規模校が近接する地域については従来の基本方針でもうたっていたものですが、今回はさらに付け加えまして、②で小規模校と適正規模校が近接する地域や、③で校種の異なる小学校と中学校を統合し、不要となった施設や土地の有効活用を図るとしてまいります。

その下の、統合の方法ですが、統合して教室等の施設規模が不足する場合は、増築等の施設拡充で対応することとしております。また、建替時期についても考慮し統合を行うとしております。

その下の、統合時の主な配慮事項として、一番右側の二重丸になりますが、統合により適正な通学距離が保てない場合は、他の政令市でも行っているようなスクールバスの運行や、公共交通機関を使用した場合の通学費の補助も検討することとしております。

最後に、新たな課題に対する方策として、昭和40年代・50年代に横浜市の人口急増期に建設された校舎の多くはこれから建替時期に入ってくるため、小規模校対策とは別に、老朽化した校舎の学校の統合を推進し、施設整備費の費用軽減も検討するとしています。

簡単ではございますが、以上が新基本方針の案の概要でございます。ご検討よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員

左側の下の3-1. 新たな通学区域制度の弾力化・適正化方策ですが、小中一貫教育を考慮した場合の通学区域の設定という方向性と、その下の通学区域の弾力化ですね。この弾力化という概念にもいろいろなケースがあると思いますが、こちらの学校の区域のほうが近いからこちらへという形ですね。そういう場合もありますが、先ほどの保護者の方の意見の中で出ていた、学校選択制を実施してほしいというお考えの方もいらっしゃるわけですね。

その辺が方向性としては矛盾してくるというか、ベクトルが違っていると、さきほど中里委員がおっしゃっていたこと、それと同じだろうと思います。矛盾してくる部分があるのですが、書き並べてあると、両方とも何となく可能ではないかと。どちらのほうに重点があるのか、本当ははっきりと打ち出したほうがいいのかという感じもします。

小野施設部長

3-1の、小中一貫教育を考慮した通学区域の設定というのは、これは基本としていかななくてはいけないという考え方です。その下の枠の2番目の、学校選択の機会を拡大していく観点からというのは、ここでは指定地区外就学許可制度の一層の緩和と特別調整通学区域の拡大を言っております。ですので、地域の方から「どうしてもこっちの学校に行きたい」というようなご要望があった場合について、さらにそういうことを検討していこうとのことです。基本は小中一貫教育として置いておきながら、そのような補完措置をやっていこうということになります。

それから、いわゆる自由選択あるいは近隣の学校選択制というものについては、3番目の後段になりますが、これについては、引き続き、地域との希薄化とか、学校を選択することがいいかということについては、今後も引き続き議論を続けていくとのことです。

小濱委員

こちらが重点で軸足を置いてるんだと、はっきり書いたほうがいいのかという気がします。等価な形で読んでいくと、どれが本当なのか少し混乱してしまう方も出てくるかという気もします。

今田委員長

今、小濱委員がおっしゃったように、今までとどう違うのだというのが、もう少し現行と改正案で対比するほうがいいですね。いろいろ定義は資料に書いてありますが、明確に言える部分と、そうでない部分もあるのかもわかりませんが、新たな提言を踏まえて対応と言った割には、前のものと一緒に混在している感じなので理解しにくいですね。

小野施設部長

主な改正点ですが、例えば予定地は現在約20箇所がございますが、増えている鶴見区や港北区とか都筑区には予定地がないことから、ある程度、通学区域の調整とか、こういう特別調整区域とか、そういうことで弾力化を図っていかざるを得ないという状況が5年前と少し違っているということが一つ。

それから小規模校については、今までは小規模校同士の統合ということを中心に実施してまいりましたが、ある程度、小規模校同士が、数・実績が上がってきたことと、どうしても難しいという地域が出てきたことから、下の青色の部分の

②以下にございますとおり、例えば小規模校と適正規模校と、それから③の小中が近接しているところと、このようなところの小規模校を解消していこうということが主な改正でございます。

野木委員

今、35人学級制が出てきておりますね。ただ、今ここで出てきている小規模学校、それから適正、大規模校とかですね、その数と、この35人になった場合、どれぐらいの影響があるのでしょうか。そのあたりはシミュレーションされていると思いますが。

上田学校計画課長

35人学級が導入されても、小規模校がいきなり適正規模校や大規模校になるということは余り件数としてはありませんので、この小規模校の数そのものは、この1の現状で書かせていただいたように、今後も増えていくだろうと考えております。

小野施設部長

シミュレーションした結果では、やはり教室数が足りなくなるところが個別には出てくるということが予想されますので、今回、基本方針をつくりまして、具体的に動き出した段階ではもう一度、35人学級・30人学級を踏まえて見直すことも十分考えられるかなと思っております。

内田担当理事

さきほど小濱委員がおっしゃった小中一貫教育ということを中心としていくのか、それから、いわゆる学校選択制のようなことを通学区域の弾力化で進めているということは相矛盾するものではないか、どちらがより重点かということですが、確かに地域のつながりを重視すると、小中一貫ということ、同じ地域ですと上がっていけばいいとの考え方もありますし、学校選択制に反対する方の理論の中には、地域とのつながりが希薄になるから反対だということもありますが、若干違った側面から申し上げますと、例えば両方とも先進的にやっている東京都の品川区の例では、小中一貫教育も全国に先駆けて実施をし、学校選択制も同時に実施をしております。

これは、小中一貫教育は特に中1プロブレムというような、小学校から中学校へ上がる時のいろいろな難しさを、カリキュラムを統一したり、つながりをして解消していくという概念です。それから、学校選択制は、品川区で実施されておりますが、9割方は地元の学校に通っているわけです。いろいろな事情で、学校の特色を選んで近接の別の学校に行きたい方がおおむね1割程度、動いているわけですね。

ということは、二律背反的で両立しないということではなくて、いろいろなやり方をすれば、小中一貫教育はスムーズなつながりをやっていくシステムです。これをもし横浜市全体でやれば、カリキュラムは横浜版の学習指導要領をつくってありますので、いろいろな中1でのつまづきをなくす取り組みはもう各地でやるわけです。かたや選びたいというような保護者の大きなニーズもあるわけですから、これから教育委員会では、保護者や地域・学校関係者の意見もよく聞いてニーズを把握して検討していこうということでもありますので、必ずしも両方が矛盾するというだけではないことを申し上げます。

中里委員

3-1の弾力化・適正化方策については、基本的なものは、小中一貫教育を実践しながらすべての学校がよくなっていく、恐らく地元の学校に行きたい希望が多くなることは一番望ましい姿かなと思っております。ただ、個別のいろいろな事情がありますが、その個別の対応についての規制緩和も並行して考えていくと

いうことは当然必要なことだと思っています。知恵で対応できる部分はたくさんあるかと思っています。それから各学校の努力によって解消できる部分もあるかと思っています。

ただし、3-2の新たな学校規模の適正化方策についてですが、特に小学校では小規模化が進みます。小規模の良さももちろんあるでしょうが、学校という場の目的は何なのかという、要するに1対1の家庭教師ではなくて、社会性を築いていくための社会の場であるわけなので、それを考えるとやはり適正な規模は必要だと思っています。統合とそれから老朽化する校舎の建てかえを考えていく中で、本当に幅広い発想が必要なのかと思います。

ふんだんに教育予算があれば理想的なものに近づいていけるでしょうが、予算がない中でどのように効果的にやっていくかは、所有しているものをどうやっていくかというのは本当に発想の転換も必要かと思います。このあたりはよく市民の意見を聞く必要があるのかなと思います。

今田委員長

それではよろしゅうございますか。本件については、今の意見を踏まえて事務局で調整していただきたいと思います。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

高橋総務課長

請願書等の提出がございましたので、ご報告を申し上げます。11月11日、個人1名から歴史教科書の採択の責任についての提案が。11月17日、神奈川県地域人権運動連合会から、自由社版教科書採択についての要望者が。11月19日、個人1名から、教科書採択についての要望書が提出されました。これらの請願書等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りいたします。

また、11月11日、個人1名から、臨時的任用職員・非常勤講師の研修に関する要望書が提出されました。これについては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

最後に、次回の教育委員会定例会でございますが、12月14日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は12月14日火曜日の午前10時から開催することとします。

それでは審議に移ります。教育委員会第51号議案「横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について」ご説明をお願いします。

鈴木生涯学習  
担当部長

よろしくお願ひいたします。本件は、磯子の駅前近くにごございます社会教育コーナー、そこに新たに研修室が整備されました。それに伴い、申請等の規則を改正するものでございます。では、詳細は課長から説明申し上げます。

中田生涯学習  
文化財課長

ではお手元の資料を1枚めくっていただき2ページ、提案理由でございます。今申しあげましたように、新たに研修室Cというものがご利用いただけるようになりましたので、それに伴って申請書を改正するというものでございます。

お手元資料の一番後ろの7ページ・8ページになりますが、社会教育コーナーの施設の概要をつけてございます。場所は磯子駅が最寄り駅でございまして、区役所総合庁舎の隣の、磯子3丁目団地の1階にございます。開館時間等はここに書いてあるとおりでございます。

6 ページに施設の配置図がございます。ここがございますように、研修室、アートルーム、トレーニングルーム、それから右のほうにテニスコートと、いろいろな、市民の方にご利用いただける施設がそろっておりますけれども、今回、左上の研修室Cというのが新たに提供できるようになりました。もともと磯子区の生涯学習支援センターが入っていましたが、これが区役所のほうに移転いたしましたので、ここを市民向けに研修室Cということでお使いいただけるようにします。

それに伴いまして、5 ページは現行の様式でございます。この利用施設というところには研修室AとBしか入ってございませんが、それを、3 ページになりますけれども、利用施設としてA・BのほかにCというのを新たに様式に置いております。このため、規則を改正するというものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。社会教育コーナーはどの程度利用されていますか。
- 鈴木生涯学習担当部長 年間4万人ほどでございます。
- 今田委員長 4万人ですか。1日あたりの利用者は何人ですか。
- 鈴木生涯学習担当部長 1日100人くらいです。
- 小濱委員 8ページに研修室の利用料金が右上に1200円と書いてありますよね。今度開かれるその研修室CはA・Bに比べて面積が狭いですね。利用料金を変えるのですか。
- 鈴木生涯学習担当部長 変えます。安くします。
- 今田委員長 それではご質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- 各委員 <了 承>
- 今田委員長 では原案のとおり承認します。  
本日の審議案件は以上です。その他、委員の皆さんから何かご意見はございますか。ないですか。
- 各委員 はい。
- 今田委員長 それではご発言がなければ本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午前11時30分]